

子どもの居場所づくり事業実施要領

1 趣旨

さまざまな困難な背景を抱える子どもたちの中には、食生活の乱れや孤食の環境にあったり、精神的にも不安やさみしさ、自信や意欲が持てない、自己肯定感が低いといった状態にある子どももあり、家庭的にも、経済的な困難や支援者がなく孤立状況にあるなどの課題を抱えていることも多い。

こうした子どもたちの健全育成を支えるためには、子どもと家庭を支える地域の見守りや支援を継続的に行うことが必要である。

本要領は、地域の大人との継続的な交流の場を通して子どもたちに安全安心な居場所を提供し、信頼関係のもとでのさまざまな活動を通して、子どもたちの情操や社会性、生活習慣等の育ちを支え、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本事業は、1の趣旨に基づき、新たに取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図ることを目的とする。

3 実施主体

実施主体は、鳥取県内の市町村または民間団体等とする。

なお、民間団体等とは、市町村が適当と認めた地域団体、法人（ただし、社会福祉法人を除く。）または民間事業者等とする。

また、市町村は、事業を公正、中立かつ効果的に実施することができるものであって、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

4 事業内容

本事業は、1の趣旨に基づき、すべての世帯の子どもを対象として、食事や学習、遊びやものづくり等で参加者が交流する事業を、休日や平日の放課後から概ね20時以降にかけて定期的かつ継続的に開催するものとし、以下のすべての要件を満たすものであること。

(1) 居場所における取組

- ア 学習や食事、談話、創作活動、芸術鑑賞などの活動を通して、生活習慣を身につけたりコミュニケーション能力の向上を図ること。
- イ 安定した大人との関わりの中で信頼関係を構築し、子どもの意欲や自信、自己肯定感の回復や向上を図ること。
- ウ 保護者も参加できる場を設けるなど、子どもの姿を通して保護者との関わりに努め、世帯の孤立を防止するとともに必要な支援につなげること。
- エ 運営や子どもへの関わり方等について専門家からアドバイスを受けたり、市町村や学校等との連絡会を設けて連携を図る等により、運営や支援の充実に努めること。

(2) 行政・学校等との連携による相談支援、見守り機能

- ア 支援が必要な子どもや保護者に対して、市町村福祉事務所等の各相談窓口や地域の学校、児童相談所等の関係機関や専門職員が、本事業に関する情報提供や利用の誘導が行えるよう、事業の周知を図ること。
- イ 子どもの様子や養育環境等、気になる子どもや保護者など、行政上の配慮を要すると思われる

時は、市町村福祉事務所等の各相談窓口や地域の学校、児童相談所等の関係機関に連絡すること。

5 事業の実施体制

実施主体は、本事業の趣旨を十分理解した上で必要な体制を整え、以下の事項を遵守して利用者及びスタッフの安全確保に十分配慮しなければならない。

- (1) 本事業に関する責任者1名を配置すること。
- (2) 地域のボランティアとの協働等、必要なスタッフを配置すること。
- (3) 開設する居室等は、想定する対象児童数に支障がない程度の広さを有し、食事や学習、創作活動等のための机やイス等、参加者の交流等が図れる必要な設備を備えること。
- (4) トイレや手洗いの施設、食事を提供する場合には調理等に必要な設備・環境を有し、衛生及び安全が確保されていること。
- (5) 県や市町村、こども食堂のネットワーク等が行う食品衛生研修を年1回は受講すること。(ただし、営業許可を取得している場合を除く。)
- (6) 利用者に事故のないよう配慮するとともに、施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。
- (7) 利用料は、18歳以下の子どもは無料とするが、大人が利用する際は、原則として徴収すること。ただし、本事業の趣旨を踏まえ、食事やレクリエーション等の実費相当額程度の低額とすること。

6 事業実施の留意事項

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、事業の実施により知り得た秘密を漏らし、又は事業実施以外の目的に使用してはならない。

7 費用

- (1) 市町村が実施主体の本事業に要する経費について、県は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施団体等に支弁するものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。